

## － 選 挙 管 理 委 員 会 細 則 －

- 1 選挙を公正かつ円滑に行うため選挙管理委員会を設ける。
- 2 選挙管理委員会は、各クラスから選出された管理委員（1名）で構成し、互選により委員長を選び、選挙事務を行う。
- 3 任期及び資格
  - (1) 任期は年度内とする。ただし、新年度に入って、補欠選挙の必要が生じた場合は、新しく選挙管理委員を選出する。
  - (2) 選挙管理委員が生徒会役員に立候補する場合は、ただちに後任の選挙管理委員を選出する。
- 4 選挙管理委員会は、選挙について次の任務を果たす。
  - (1) 立候補者の受付。
  - (2) 選挙要項の発行。
  - (3) 選挙管理委員会からの選挙についてのポスター作りと掲示。
  - (4) 立候補者にたすきやポスター用画用紙等の配布。
  - (5) 立候補者のポスターの掲示と管理。
  - (6) 選挙放送を放送委員会と連携して行う。
  - (7) 選挙公報の発行。
  - (8) 立会演説会の司会や運営。
  - (9) 投票・開票に関する事務。
  - (10) 開票後の結果発表。
- 5 選挙に関するその他のことがらについては、選挙管理委員で定める。

# － 生徒会選挙要項 －

## 1 立候補に関して

- (1) 推薦方法…会員からの推薦を原則とする。
- (2) 立候補時の提出書類
  - (イ) 立候補者のクラス、学年
  - (ロ) 推薦責任者のクラス、学年
- (3) その他

## 2 選挙活動

- (1) 規定の選挙公報を通じての活動
  - (2) テレビ演説を通じての活動
  - (3) 規定の選挙ポスターを通じての活動
  - (4) 立会演説会を通じての活動
- 選挙活動は上記のもの以外は認めない。

## 3 立候補者の提出書類などに関して

- (1) テレビ演説用原稿
  - (イ) 原則として原稿用紙1枚程度。
  - (ロ) 担任の先生の確認を受ける。
- (2) 立会演説用原稿
  - (イ) 原則として原稿用紙1枚程度。
  - (ロ) 担任の先生の確認を受ける。

(1)と(2)は同じでもよい。
- (3) ポスター
  - (イ) 原則として4枚。
  - (ロ) 担任の先生の確認を受ける。
- (4) 選挙公報原稿
  - (イ) A4版用紙1枚。
  - (ロ) 担任の先生の確認を受ける。
- (5) たすき

内容規定：原稿には立候補の理由、抱負などを入れ、他の立候補者の中傷は認めない。

ポスターには名前、希望役員名は必ず入れ、他は原稿に準ずる。

たすきには名前、希望役員名を黒字で必ず入れる。

## 4 応援規定

立候補者を応援するにあたり、テレビ演説会、立会演説会が行われる。

内容規定：テレビ演説会の視覚への効果を高める工夫についての制限はない。

テレビ演説会の他の規定は原稿規定に準ずる。

立会演説会は原則として推薦責任者1人とし、原稿による応援演説のみとする。